

小田原市内の事業者の皆様へ

申請書類などの手続きの簡素化、対象・助成率拡大など特例措置が拡大しています！

～雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症関連)に対する

申請書作成サポート【専門家派遣】します！！～

「雇用調整助成金」は、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員を一時的に休業、教育訓練等行って労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

4月1日～6月30日の緊急対応期間中は全国で、すべての業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置(新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主を対象)を実施しています。

この度、小田原箱根商工会議所(会頭 鈴木悌介)では新型コロナウイルスに係る支援策の一環として小田原市と神奈川県社会保険労務士会小田原支部(支部長 小島史朗氏)と協力して、この特例措置を利用して雇用の維持を図る事業所に対して社労士会所属の社労士さんの助言のもと、申請書作成サポートを展開していきます。

下記諸条件をお読みのうえ、小田原箱根商工会議所迄TELにてお申し込みください。

お申込後に当所からFAXもしくはメールで正式な申込書をお送りいたしますので、そちらにご記入後、FAX(0465-22-0877)もしくはメールでご提出ください。申込書を受理した段階で正式な申込となります。まずはお電話下さい。

(TEL 0465 - 23 - 1811 小田原箱根商工会議所経営支援グループ宛
【本山・内田・飯田】)

条 件

- ①小田原市内に事業所があること。
- ②6月30日迄の緊急対応期間中に申請予定であること。
- ③支給条件である「雇用保険適用事業所の事業主であること(小田原市での登録)」に加えて、「就業規則・雇用契約書・労働者名簿・賃金台帳・タイムカード・有給管理簿などを整備・保管していること」など事前準備が可能であること。
*各添付書類の準備が不十分な場合、専門家派遣ができない場合があります。なお、各添付書類の作成については別途費用が発生します。
- ④社労士さんを2日間×2時間の予定で事業所に派遣、日時は社労士さんと協議のうえ決定し、事業所での面談、派遣対応できること。

コロナウイルスに負けずに雇用の維持をご検討下さい！！